



鳥取県公報

平成 31 年 4 月 18 日 (木)
号外第 48 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (246) (経営支援課) 2

告 示

鳥取県告示第246号

平成23年鳥取県告示第496号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月 18 日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第 2 号）第 4 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成31年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
1 略		1 略																	
2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率		2 規則第 3 条第 2 項の利子補給率																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>13</u>年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.08パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>13</u>年を超え<u>14</u>年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.09パーセント</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>14</u>年を超え<u>15</u>年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年 0.095 パーセント</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13</u> 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13</u> 年を超え <u>14</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14</u> 年を超え <u>15</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.095 パーセント	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">利子補給率を上乗せする資金</th> <th style="width: 50%;">上乗せする率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>14</u>年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.08パーセント</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が<u>14</u>年を超え<u>15</u>年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの</td> <td style="text-align: center;">年0.09パーセント</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14</u> 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント	規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14</u> 年を超え <u>15</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント	略	
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																		
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13</u> 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント																		
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>13</u> 年を超え <u>14</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント																		
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14</u> 年を超え <u>15</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.095パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年 0.095 パーセント																		
略																			
利子補給率を上乗せする資金	上乗せする率																		
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14</u> 年以内であるものに限る。）のうち当該資金を借り受けた者の住所地を所管する市町村（以下「市町村」という。）が年0.08パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.08パーセント																		
規則別表第 1 号、第 5 号又は第 8 号に掲げる資金（償還期限が <u>14</u> 年を超え <u>15</u> 年以内であるものに限る。）のうち市町村が年0.09パーセントの割合で利子補給金を交付するもの	年0.09パーセント																		
略																			